

6

平成30年8月から

高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更されます

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分が変更され、一部限度額が変わります（70歳未満の人のみの世帯は変更ありません）。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年 7月算定分まで 所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯	平成30年 8月算定分から 所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一 般	56万円	56万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円				課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	一 般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
					低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

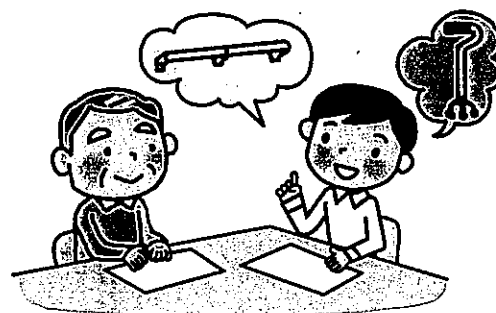
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

7

平成30年10月から

福祉用具貸与について適正価格が公表されます

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の全国平均貸与価格とその福祉用具貸与業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられます。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるようになります。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定します。



複数の商品の提示が義務づけられています

平成30年4月から、利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるよう、機能や価格帯が違う商品の提示が義務づけられています。

平成
30年度

介護保険制度

改正のお知らせ



介護保険制度改正のポイント

掲載されている内容については、今後見直される場合があります。

平成30年4月から

- 1 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました
- 2 介護保険料が変わりました
- 3 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました
- 4 「共生型サービス」が創設されました

平成30年8月から

- 5 65歳以上で現役世代並みの所得がある人は、利用者負担の割合が3割になります
- 6 高額医療・高額介護合算制度の所得基準が変更されます

平成30年10月から

- 7 福祉用具貸与について適正価格が公表されます

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

平成30年度

介護保険制度のここが変わります！

1

平成30年4月から

介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスの金額が変わったため、利用したときに支払う利用者負担額も変わりました。

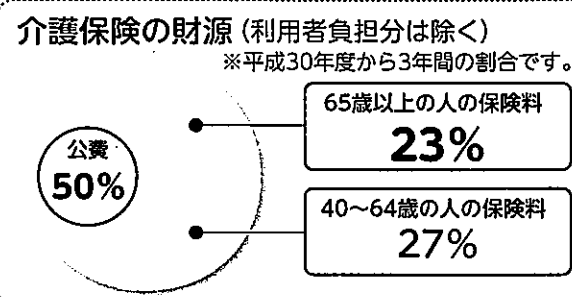
2

平成30年4月から

介護保険料が変わりました

平成30年度から3年間の介護保険料が決まりました。

また、介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%に変わりました。



65歳以上の人の介護保険料段階を判定する基準が一部変更されました

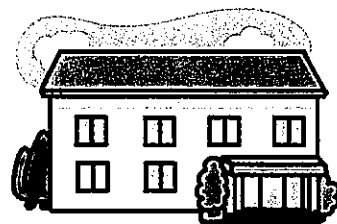
65歳以上の人の介護保険料段階を判定する基準のうち、「合計所得金額」は「合計所得金額から地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」になります。
※平成29年度から導入している市区町村もあります。

3

平成30年4月から

介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設として、介護医療院が創設されました。看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。



介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。

4

平成30年4月から

「共生型サービス」が創設されました

介護保険と障害者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。

対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護（予防を含む）」「小規模多機能型居宅介護（予防を含む）」「看護小規模多機能型居宅介護」です。

5

平成30年8月から

65歳以上で現役世代並みの所得がある人は、利用者負担の割合が3割になります

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担が見直され、これまで利用者負担の割合が2割だった人で、とくに所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。

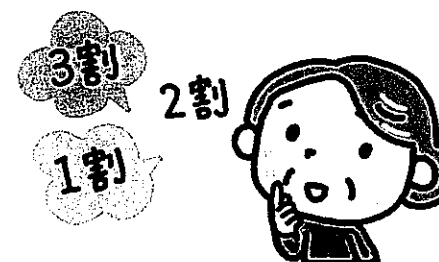
利用者負担の割合が3割になる人は

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。

利用者負担の割合の決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。

利用者負担の割合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。



65歳以上の人

